

目次
 一、重量産業統制法概観
 二、目下関税率審議中ノ物品ト重要産
 業統制法トノ關係
 三、小麥粉製造業ノ統制状況
 四、参考(製粉業ニ於ケル「カ」ル
 テルニ就テ)

目次

●重量産業統制法概観……………一頁
 ●目下関税率審議中ノ物品ト重要産
 業統制法トノ關係……………三頁
 ●小麥粉製造業ノ統制状況……………七頁
 ●参考(製粉業ニ於ケル「カ」ル
 テルニ就テ)……………二二頁

目次終

大藏省

(7.2. 明昇會館)

一、重要産業統制法ハ昭和六年法律第四〇
 號ニ、要旨ヲ摘記スレハ左ノ如シ
 一、重要産業大臣ノ指定スル重要産業ヲ營ム者
 同業者ノ二分ノ一以上ヲ以テ其ノ生産
 又ハ販売ニ関スル統制協定ヲ爲シ若ハ
 之ヲ変更、廢止シタルトキハ其ノ旨ヲ
 主務大臣ニ届出シムルコト。
 二、統制協定加盟者三分ノ二以上ノ申請ニ
 基キ當該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ
 国民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲必要
 アルトキハ主務大臣ニ於テ該協定ノ加
 盟者若ハ非加盟同業者ニ對シ該協定ノ

◎重要産業統制法概観

一、重要産業統制法ハ昭和六年法律第四〇
 號ニ、要旨ヲ摘記スレハ左ノ如シ
 一、重要産業大臣ノ指定スル重要産業ヲ營ム者
 同業者ノ二分ノ一以上ヲ以テ其ノ生産
 又ハ販売ニ関スル統制協定ヲ爲シ若ハ
 之ヲ変更、廢止シタルトキハ其ノ旨ヲ
 主務大臣ニ届出シムルコト。
 二、統制協定加盟者三分ノ二以上ノ申請ニ
 基キ當該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ
 国民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲必要
 アルトキハ主務大臣ニ於テ該協定ノ加
 盟者若ハ非加盟同業者ニ對シ該協定ノ

大藏省

(7.2. 明昇会誌)

全部又ハ一部ニ依ルハキコトヲ命スル
 コトヲ得ルコト。
 三、統制協定カ公益ニ及シ若ハ當該産業又
 ハ其ノ關係産業ノ公正ナル利益ヲ害ス
 ト認メラルルトキハ主務大臣ニ於テ其
 ノ変更又ハ取消ヲ命スルコトヲ得ルコ
 ト。
 四、主務大臣ハ協定加盟者又ハ非加盟者ニ
 シテ協定ニ依ルハキコトヲ命セラレタ
 ル者ニ對シテ必要ナル監督ヲ為スコトヲ
 得ルコト。

大藏省

此の協定は、日本と朝鮮との間に結ばれたもので、
 日本は、朝鮮の産業を統制し、協定加盟者として
 協定に依るべきことを命じた。また、非加盟者
 に対しては、必要に応じて監督を行うことが認め
 られた。この協定は、日本が朝鮮の産業を統制
 するための重要な手段となつた。

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

他
こ
ろ
に
も
あ
る
と
思
は
れ
る

◎目下関稅率審議中ノ物品ト重要
 産業統制法トノ關係
 重要産業統制法ニ依リ統制ヲ受クヘキ重
 要産業トシテ指定セラルルハ現在左記
 十九種ノ産業ナルヲ以テ目下緊急ヲ要
 スルモノトシテ關稅率審議中ノ物品ノ内
 本法ト關係ヲ有スルモノハ小麦粉ノ一品
 ノミナリ。

現在小麦粉製造業者中重要産業統制法ノ規
 定ニ該當スル統制協定ヲ爲シ同法ニ依リ
 主務大臣ニ其ノ協定内容ノ届出ヲ爲セル
 ハ(1)日本製粉・日清製粉・木徳製粉ノ三
 社ヲ加盟社トスル九州製粉販賣同盟會、

大 藏 省

(7.2. 明昇會納)

(四) 日本製粉・日清製粉・日東製粉、三社
 が加盟社トスル東部製粉販賣組合、(ハ) 日
 本製粉・日清製粉ノ二社ヲ加盟社トスル
 製粉販賣組合ノ三統制団体ニシテ、(ハ) 山
 口縣及九州ヲ、(四) 東京及名古屋ヲ、
 (ハ) 其ノ他ノ地方ヲ夫々其ノ統制地域ト
 ス。一其ノ詳細ニ付テハ次第「小麦製造
 業」ノ統制状況ニ参照シ
 因ニ日産能力五百バール以上ノ會社(左
 記ノ「十」ニ参照シ)ハ現在日本製粉・日
 清製粉・日東製粉・大阪製粉・増田製粉
 ・木徳製粉所ノ六在ナルカ、其ノ内大阪
 製粉及増田製粉ハ統制協定ニ加盟シ居
 三

大藏省

(7.2. 明共会誌)

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 日本製粉, 日清製粉, etc.)

十二 小麦粉製造業 (日産能力五百バレル以上ノモノ)
 十三 鋳鉄製造業
 十四 合金鐵製造業
 十五 棒鋼製造業
 十六 山形鋼製造業
 十七 鋼板製造業
 十八 線材製造業
 十九 銅 眞鍮 延板製造業

大藏省

二十 鋼管製造業
 二十一 鋼索製造業
 二十二 鋼線製造業
 二十三 鋼釘製造業
 二十四 鋼絲製造業
 二十五 鋼板製造業
 二十六 鋼管製造業
 二十七 鋼索製造業
 二十八 鋼線製造業
 二十九 鋼釘製造業
 三十 鋼絲製造業

名	稱	設立年月	加盟者	統制地域
(1) 製粉販売組合		昭五、四	日本製粉、日清製粉	(1)、(4)以外、地域
(2) 東部製粉販売組合		昭六、六	製粉販売組合、日東製粉	東京及名古屋
(3) 九州製粉販売同盟會		昭六、八	製粉販売組合、門司、玄奇、木徳、製粉所	台縣及九州

二、統制概況

◎小麦粉製造業ノ統制状況

(昭七、五、五、商工省工務局工政課伊藤技師ニ就キ調査)

一、統制団体ノ名称、設立年月及加盟者。
 本業、統制ハ地域別ニ行ハレ左記三箇、統制団体アリ。

Handwritten notes in vertical columns, likely providing details for the table above. The text is faint and difficult to read, but appears to list specific names and dates related to the flour industry regulations.

大藏省

(7.2. 明昇会納)

(一) 製粉販賣組合ノ統制。
 日本製粉・日清製粉両者ノ協定ニ依リ
 製粉販賣組合ヲ組織シ左記要領ニ依リ
 共同販賣ヲ実施ス。
 1. 本社ノ製品ハ總テ組合ヲ通シテ之ヲ
 販賣スルモノトス。
 2. 毎月組合カニ社ヨリ買取ルベキ數量
 及價格ヲ協定ス。
 3. 両社ノ出荷數量ノ比率ヲ定ム。
 (四) 東部製粉販賣組合ノ統制。
 製粉販賣組合ト日東製粉トノ協定ニ依
 リ東部製粉販賣組合ヲ組織シ東京各古
 屋地方ニ於テ共同販賣ヲ実施ス。其

大藏省

製粉販賣組合ノ統制
 日本製粉・日清製粉
 共同販賣
 協定要領
 1. 本社ノ製品ハ總テ組合ヲ通シテ之ヲ
 販賣スルモノトス。
 2. 毎月組合カニ社ヨリ買取ルベキ數量
 及價格ヲ協定ス。
 3. 両社ノ出荷數量ノ比率ヲ定ム。
 (四) 東部製粉販賣組合ノ統制。
 製粉販賣組合ト日東製粉トノ協定ニ依
 リ東部製粉販賣組合ヲ組織シ東京各古
 屋地方ニ於テ共同販賣ヲ実施ス。其

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

ノ販売區域ヲ東京及名古屋ノ西地方ニ
 局限スルニトノ外概ニ製粉販売組合ニ
 同ジ。

(一) 九州製粉販売同盟會ノ統制。

日清製粉・日本製粉ノ西者ヲ以テ組織
 セル製粉販売組合門司支部ト本徳製粉
 所トヲ以テ九州製粉販売同盟會ヲ組織
 之左ノ如キ協定ヲ実施ス。

1. 本徳製粉ハ其ノ製造ニ係ル小麦粉ノ
 全部ヲ門司支部ヲ經テ販売ス。

2. 門司支部ノ買取數量ノ年額ヲ定ム。

3. 毎月支部ノ買取數量及價格ヲ協定ス。

三、非加盟者。

(7.2. 明昇会誌)

大 藏 省

製粉業者ハ小規模ノモノ多ク多數存ス
 ルモ五百バール以上ノ日産能力ヲ有
 スル同業者ニシテ前記ノ協定ニ加盟セ
 ザルハ増田製粉及大阪製粉ノ二社一過
 キス。
 今假ニ二百バール以上ノ日産能力ヲ
 有スル同業者ノ総能力中総制ニ参加シ
 居ルモノト然ラサルモノトノ生産能力
 及其ノ総能力ニ對スル割合ヲ説セバ左
 ノ如シ

参加者	約四〇四〇〇バール	(八九%)
非参加者	五〇〇〇	(一一%)

計

四五四〇〇

大藏省

製粉業者ノ小規模ノモノ多ク多數存ス
 ルモ五百バール以上ノ日産能力ヲ有
 スル同業者ニシテ前記ノ協定ニ加盟セ
 ザルハ増田製粉及大阪製粉ノ二社一過
 キス。
 今假ニ二百バール以上ノ日産能力ヲ
 有スル同業者ノ総能力中総制ニ参加シ
 居ルモノト然ラサルモノトノ生産能力
 及其ノ総能力ニ對スル割合ヲ説セバ左
 ノ如シ

本邦製粉業工業ハ日清・日本兩製粉會社
 = 依テ殆ト支配サレテ居ル。西會社ノ持
 ツ生産能力ハ全体ノハ割以上ニ及ヒ其ノ
 獨台ナルト他ノ産業ニ多クノ類例ヲ
 見ナイ。然レ現在、如キ状態ニ到達スル
 迄ニハ極メテ顯著ナ企業集中化、傾向ヲ
 述ワテ來タモノデアル。日清・日本兩社
 ノ沿革ヲ簡單ニ示セハ

(1) 日清製粉會社

◎参考

○製粉業ニ於ケル「カ」ル「テ」ル
 = 就テ

一、製粉業ノ企業集中化

大藏省

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

創立（明治三三年）
 本館三萬圓）
 一旧日清製粉台併（明治四〇年）
 一日本製粉台併（明治四二年）
 一上毛製粉台併（大正八年）
 一西毛製粉台併（同一年）
 一九州、讃岐製粉台併（同一年）
 一三三）

（四）日本製粉會社
 創立（明治二九年）
 資本金三〇萬圓）
 一明治製粉買収（明治四一年）
 一帝國製粉買収（同四年）
 一東洋、大里、東北製粉台併（大正八年）
 一東亞製粉台併（同一年）
 一依り製粉業、規模

大藏省

(7.2 明昇會社)

（一）日本製粉會社
 創立（明治三三年）
 資本金三萬圓）
 一旧日清製粉台併（明治四〇年）
 一日本製粉台併（明治四二年）
 一上毛製粉台併（大正八年）
 一西毛製粉台併（同一年）
 一九州、讃岐製粉台併（同一年）
 一三三）

（二）日本製粉會社
 創立（明治二九年）
 資本金三〇萬圓）
 一明治製粉買収（明治四一年）
 一帝國製粉買収（同四年）
 一東洋、大里、東北製粉台併（大正八年）
 一東亞製粉台併（同一年）
 一依り製粉業、規模

ハ近年著シク擴大サレタカ、夫レト共ニ製粉業其ノモノニ根本的變革カ齎サレタコトハ注目ニ價スル。即チ從來ノ小製粉會社ハ多ク所謂「山ノ工場」トシテ設立サレ、單ナル地方的需給ヲ目的トシテ造ラレタ。

斯ル工場モ單ニ内地小麦ニ依據シタ時代ニハ十分存立、意義ヲ持タレタカ近年ノ如ク原料ヲ外國ノ小麦ニ仰ク部分カ増大スルニ至ワテハ採算上不利トナワタ。ソコデ近時大會社ノ工場ハ原料及製品ノ運搬ニ最モ便利ナ海港地ニ建設サルルニ至ワタ。

大藏省

(7.2. 明昇會請)

（Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.)

ヨリ「海ノ工場」へノ轉換デアル。是
 レカ又小會社ノ衰退ヲ促ス一原因テモ
 アル。

製粉業ノ大企業化スルニ從ヒ工場設備
 及原料ノ買付等ニ巨大ナル資金ヲ必要
 トスルニ至ワタ。即チ老分ナル金融的
 後核カ必要デアル。大正十五年十月日
 清・日本兩製粉會社ノ合併力不調トナ
 ワタ後、日本ハ其ノ經營販賣權ヲ三井
 物産ニ委ネテ完全ニ三井系トナワタ。

日清ハ又原料ノ輸入、製品ノ輸出ニ付
 三菱商事ト取引ヲ開始シタルト共ニ、三
 菱商事ハ同社ノ大株主トナリ、代表重

大藏省

(7.2. 別冊會納)

Handwritten text in cursive style, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side of the page.

西社ノ出荷數量ヲ乘シタモノヨリ手
 叢料其ノ他ヲ差引イタ残額ヲ按分交
 付スル。
 昭和元年二月一日共販組合ハ其ノ内容
 ヲ更新シタ。即チ從來損益計算ハ別個
 ノ仕組デアッタヲ改正シテ組合ヲ全
 然獨立計算ノ下ニ置キ、損益ハ總テ組
 合カ持チ一種ノ共販會社トナワタ。更
 ニ四月二十五日日東製粉ノ加盟ニヨリ
 本部製粉販賣組合ノ成立トナワタ。本
 部販賣組合ハ五月一日ヨリハ期間ニ箇
 年ノ関東及名古屋區域ニ從來ノ合同販
 賣組合ノ營業方針ニ從ヒ業務ヲ開始シ

大藏省

(7.2. 明升會館)

本組合ハ... (Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page)

